蟹江小学校いじめ防止基本方針

R8.4.1 改訂

1　いじめの防止についての基本的な考え方

《いじめの定義》

法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策維進法第二条より）

《いじめの防止等に関する基本的な考え方》

① いじめは、どの子にもどの学校にも起こりうるという共通認識に立つ。
② 学校・家庭・地域・町教委等が連携し、それぞれの役割を果たす。
③ いじめをしない、させない、見過ごさないという子どもの育成に努める。
④ 一人一人が大切にされていることを実感できる温かい人間関係の醸成をし、いじめを生み出さない風土をつくる。
⑤ 学校全体で早期発見・早期対応に努める。

2　学校いじめ対策組織

「いじめ不登校対策委員会」を定期的に開催し、平時よりいじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

全教職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

（1）「学校いじめ対策組織」の役割

ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
・心のアンケート・教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ　児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
・どの子も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめをしない、させない、見過ごさないよう指導に努める。
・子供に対し、日頃からいじめ等悩みがある場合に、周囲の大人に相談するよう働きかける。
・いじめを発見、またはそのおそれがあると思われるときには、速やかに学校や関係機関等に相談または通報する。

・スマートフォン等の通信機器、インターネットやＳＮＳの利用については家庭内で適切なルールを設け、いじめに関わるやり取りがないかを常に見守っていく。

エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。また、職員打ち合わせ等で、原則その日のうちに職員への周知を図り、全職員で情報の収集や指導にあたる。

・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

オ　SNS・ネットいじめ対策（ネットによるいじめの対応）

・情報モラル教育の推進、発達段階に応じた情報モラル授業の実施（端末のルール、著作権、肖像権、インターネット上のコミュニケーションマナー）。

・「投稿する前に相手の気持ちを考える」「個人情報を載せない」指導。

・保護者会や学校だよりを通じた、家庭でのオンラインゲーム・SNS の利用ルール（利用時間、課金、チャット機能の設定）について啓発。

・いじめの情報を得た教員は、直ちに報告し、情報を職員へ共有する。収集したデータをもとに、被害の規模、拡散状況、関与している児童（加害側・閲覧側）を整理する。

・被害児童へは、SC（スクールカウンセラー）等による心理的ケアを行い、安心して学校生活に戻れる体制を整える。

・事案解消後も校内での様子およびネット上での関係性に変化がないか、定期的に継続観察をする。

３　いじめの防止等に関する具体的な取組

（１）いじめの未然防止の取組

ア　児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ　児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ　情報モラル教育を推進し、児童がネットやＳＮＳの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。また、トラブルに迅速に対応できるよう保護者や各関係機関と連携する。

オ　教師の力量向上のために効果的な校内研修を実施する。

（２）いじめの早期発見の取組

ア　心のアンケートや教育相談を定期的に実施（年３回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ　教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
ウ　いじめ相談電話等､外部の相談機関を紹介し､児童が相談し易い環境を整える。
エ　タブレット端末を活用した「心の健康観察」を週１回の定期および、いつでも入力を可能にして、児童の SOS の発信がしやすい環境づくりに努める。

主な相談窓口・専門機関の周知

主な相談窓口	電話番号
蟹江町教育委員会学校教育課	０５６７－９５－１１１１
海部児童・障害者相談センター	０５６７－２５―８１１８
蟹江警察署（夜間休日対応可）	０５６７－９５－０１１０
海部教育事務所	０５６７－２４－２１１１

（３）いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら「学校いじめ対策組織」を中心に組織的に対応する。
イ　被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
ウ　加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
エ　教職員の共通理解、保護者の協力、こども家庭センター、教育相談センター、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
オ　いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
カ　ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

４　重大事態への対応

（１）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、迅速に対応する。
（２）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
（３）調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

５　学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクル（ＰＬＡＮ→ＤＯ→ＣＨＥＣＫ→ＡＣＴＩＯＮ）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
（２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に１回実施（１２月）し、学校いじめ対策組織でいじめに関する取組の検証を行う。

６　その他

（１）「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。
（２）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
（３）「いじめの認知」の定義や対応の手順を定め、全教職員が共通理解をした上で対応する。